

滑川市田中小学校育友会 細則

令和5年4月制定

慶弔見舞に関する細則

令和5年4月制定

第1条

本細則は、会則第13条に基づき、児童及び会員に対する慶弔見舞について必要な事項を定める。

第2条

教員及び事務主事（以下あわせて教員という）に対する慶弔見舞を次の通り定める。

教員が死亡したときは、香典金1万円を送る。

第3条

児童及び会員（保護者）に対する慶弔見舞を、次の通り定める。

児童が病気または事故のため、2週間以上入院したとき、または傷病により1ヶ月以上引き続き欠席した場合には、学級担任の同旨の報告に基づき、金3千円または相当額の見舞品を送る。

会員が火災、風水害その他の不慮の災害をこうむったときは、運営委員会において、その見舞につき協議する。1戸建て全焼の場合は香典金2万円を贈る。

児童が死亡したときは、香典金1万円を送る。

会員が死亡したときは、香典金1万円を送る。

第4条

前2条により、運営委員会において協議すべきものと定められた場合について急を要するときは、役員会において協議、決定することができる。この場合、事後速やかに運営委員会に報告しなければならない。

特別の事情があるため、前2条の規定の金額によらないほうが社会常識上相当であると認められるときは、その慶弔見舞につき運営委員会において協議すべきものとする。この場合、急を要するときは、前号の規定を準用する。

第5条

本細則により行われた慶弔見舞については、返礼を受けないものとする。

付則

本細則は、令和5年4月1日より施行する。

個人情報取扱に関する細則

令和5年3月制定

第1条

本細則は、会則第13条に基づき、個人情報の取り扱いについて必要な事項を定める。

(目的)

第2条

田中小学校育友会（以下本会と略称する）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、育友会役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下個人情報データベースと略称する）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第3条

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、育友会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第4条

本会における個人情報データベースの管理者は、育友会会長とする。

(取扱者)

第5条

本会における個人情報データベースの取扱者は、育友会役員、及び執行部が必要と認めた正副委員長、書記とする。

(秘密保持義務)

第6条

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条

本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第8条

取得した個人情報、育友会活動に必要な次の目的のために利用する。

会費集金、管理、その他の文書の送付

会員名簿の作成と保管、委員会名簿の作成と保管、校外班の編成 委員・係決め、集会への出席確認、アンケート調査

(利用目的による制限)

第9条

本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条

個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適性に管理する。

個人情報の保管期間は最大2年間とし、期限を超えて保管することはできない。

不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第11条

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

法令に基づく場合

人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条

個人情報を 第三者（第12条 第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

第三者の氏名

提供する対象者の氏名

提供する情報の項目

対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条

第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

第三者の氏名

第三者が個人情報を取得した経緯

提供を受ける対象者の氏名

提供を受ける情報の項目

対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報開示等)

第15条

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに学校長及び育友会会長に報告する。

(研修)

第17条

本会は、育友会役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条

本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(個人情報の取扱)

第19条

本会が育友会活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、「個人情報取扱に関する細則」に定め、適正に運用するものとする。

付則

本細則は、令和5年4月1日より施行する。